

第2回 京都市食の安全安心推進審議会 摘録

京都市では、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、食の安全安心確保に係る施策目標や取組を盛り込んだ「京都市食の安全安心推進計画」を策定するため、本年6月に「京都市食の安全安心推進審議会」に対し諮問しました。

このたび、第2回審議会を下記のとおり開催しましたので、摘録を報告します。

記

1 開催日時

平成22年11月22日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

京都市文化市民局市民総合相談課 研修室

（京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358アーバネックス御池ビル西館4階）

3 出席者（敬称略）委員：10人，事務局：5人，傍聴者：12人

会長 北畠 直文（京都大学大学院 教授）
副会長 家原 知子（京都府立医科大学小児科 講師）
委員 伊藤 省二（市民公募委員）
委員 北倉 弘款（財団法人 京都府生活衛生指導センター理事）
委員 吹田 孝子（市民公募委員）
委員 須田 樹弘（株式会社 大丸松坂屋百貨店大丸京都店 食品部 部長）
委員 中川恵美子（京都市地域女性連合会 常任委員）
委員 西村 修次（全国農業協同組合連合会 京都府本部 管理部長）

※ 細見 泰敏委員の代理で出席

委員 湯浅 義三（社団法人 京都微生物研究所理事）
委員 渡辺 徹志（京都薬科大学 教授）
事務局 保健福祉局保健衛生推進室部長 石橋 修
保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長 西村 素行
保健福祉局保健衛生推進室保健医療課食品衛生第一係長 仲 俊典
保健福祉局保健衛生推進室保健医療課食品衛生担当 白杵 裕美子
保健福祉局保健衛生推進室保健医療課食品衛生担当 大北 晋也

（欠席者）

委員 池本 周三（社団法人 京都市食品衛生協会 副会長）
委員 山岡 祥子（平安女学院大学 国際観光学部 講師）

4 次第

(1) 開会のあいさつ（保健福祉局保健衛生推進室部長）

(2) 議題

議題1 京都市食の安全安心推進計画（仮称）について

- ① 京都市食の安全安心推進審議会ワーキンググループ開催結果の報告
- ② 「京都市食の安全安心推進計画(仮称)」の素案について
- ③ 「京都市食の安全安心推進計画(仮称)」のスローガンについて

議題2 平成23年度京都市食品衛生監視指導計画について

議題3 「京都市食の安全安心推進計画(仮称)」及び「平成23年度京都市食品衛生監視指導計画」策定に至る今後の予定について

(3) 閉会のあいさつ（保健福祉局保健衛生推進室部長）

5 会議概要

(1) 各議題について会長又は事務局から説明

(2) 質疑応答

※ 以下のとおり、文言を省略します。

条 例：「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」

推進計画：「京都市食の安全安心推進計画（仮称）」

6 会議録

議題1：京都市食の安全安心推進計画（仮称）について

(1) 京都市食の安全安心推進審議会ワーキンググループ開催結果の報告

京都市食の安全安心推進審議会ワーキンググループの北畠座長から、以下のとおり、ワーキンググループの開催結果の報告がありました。

座 長	<p>「京都市食の安全安心推進計画（仮称）」の策定について、第1回審議会において、京都市長から諮問をお受けいたしました。その後、審議会での承認を受け、私を含む6名の審議会委員で構成されるワーキンググループを設置し、これまでの間、3回の会議を開催して参りました。その審議内容について、御報告いたします。</p> <p>まずはじめに、平成22年7月8日及び7月21日の2回の会議で、京都市における食の安全安心施策の現状について、事務局から説明を受けました。食品衛生の取組をはじめ、農政部局による農作物の安全管理の取組や消費者行政、観光行政、また、食育関係の取組についての現状でございます。</p> <p>そのうえで、9月29日の第3回目の会議では、「京都市食の安全安心条例」に基づき策定する計画として、地域特性を活かした京都らしい施策に重</p>
-----	---

	<p>点的に取り組んでいくことを主眼に置き、計画の内容について審議しました。</p> <p>審議の中では、京都らしい取組のキーワードとして、「京の食文化の継承」、「観光旅行者に係る取組」及び「大学のまち京都を活かした取組」が出されました。これらの京都らしさを活かした施策を推進計画に盛り込むことで、京都らしい施策の推進を目指したいと考えております。</p> <p>また、従来の食品等事業者に対する監視指導の徹底という観点とは異なり、事業者自身による自主的な衛生管理の促進を図る取組が必要です。また、同時に、消費者についても、自主的に食の安全安心に係る情報を収集し、安全な食品を選び、自身の健康を守る取組が必要です。これまでの食品衛生行政のスタイルであった行政指導をメインとした施策ではなく、食品事業者と消費者自身が食の安全安心に取り組めるよう、啓発を重視した施策の展開が必要であるとの議論がなされました。</p> <p>これらの、審議結果を踏まえ、「京都市食の安全安心推進計画（素案）」をワーキンググループ案として取りまとめた次第でございます。</p> <p>以上が、ワーキンググループでの審議内容となりますが、何か御質問等がございますでしょうか。</p>
委員	特に意見なし

(2) 「推進計画」の素案について

資料2をもとに、事務局から推進計画（素案）を説明しました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

会長	<p>推進計画の全容について御説明いただきました。いろいろな観点でいろいろな立場の委員の先生がいらっしゃいますので、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>全体として感じたのは、推進計画は量が膨大だということです。計画の中で、市民に自主的に取り組んでいただくことが盛り込まれているので、市民にわかりやすく伝えるのが大切だと思います。推進計画を簡単に説明したリーフレットが必要であると感じました。</p>
委員	<p>推進計画をすべて把握するのは困難なので、わかりやすく示して欲しいと思います。私自身は、商売上、京・食の安全衛生管理認証制度の推進に取り組んでいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>推進計画素案の22ページに記載されていますが、消費段階の取組として大学生を対象としている理由をご説明ください。</p>
事務局	<p>大学のまち京都の特色を活かし、大学生の若い力を活用できるよう、大学生をターゲットとした取組を進めたいと考えています。</p>
委員	<p>素案6ページのところで、安全安心と食育がリンクしています。食育は小学生からが必要といわれている中で、小学生とは別の観点で大学生に対する啓発をされるということでしょうか？</p>

事務局	<p>食育事業では小学校単位での取組があります。市民に対するアプローチの方法は、対象世代によって変わると考えています。</p>
委員	<p>ワーキンググループでは、大学生の食の安全安心に対する意識が低いという意見が出ました。京都市が食中毒の調査をする中で、大学生の肉の生食による被害も見受けられます。おっしゃるとおり、大学生だけをターゲットにするのは偏りがあると思いますが、まずは大学生をターゲットに啓発し、若い力で地域や次世代に食の安全安心が伝わっていけばと考えています。</p>
事務局	<p>全体を通して、特に異論はありませんので、この計画で進めていけたらと思います。</p> <p>素案9ページの「違反不良食品の流通阻止」のところで、自主回収報告制度の普及を進めることが記載されているので、その取組は進めるべきだと思います。先般、10月22日に消費者庁から表示違反事業者の公表を行う旨の通知が出ています。京都市と消費者庁との連携がますます必要になると考えます。</p>
委員	<p>京都市の自主回収制度を運用する中で、アレルギー物質表示の違反など、健康被害を伴う表示違反を発見した場合には、消費者庁に対する報告義務があります。すでに消費者庁への報告体制を整えているところです。</p>
委員	<p>行政機関が、違反を故意でやっているかどうかを踏まえて、ペナルティとして企業名を公表するということです。国の上位段階での見解がペナルティとしての公表を考えているようなので、更なる連携が必要となると考えます。</p>
委員	<p>ワーキンググループに携わり、自由に発言させていただきました。素案9ページの表の中で示されている『「知る」から「行動」へ』、これが一番大切だと思います。スーパーではきれいな野菜が売られています。若い方はきれいな野菜を求めておられます。私自身、京北で虫がいっぱい付いた野菜を購入したことがあり、気持ち悪いと感じた経験があります。しかし、その野菜は、甘くてとてもおいしかったです。地産地消が大事だなと感じました。消費者はきれいな野菜を買いたいと思いますが、農薬を重視している中で、農薬の使用状況を踏まえた野菜を選ぶことが大切であると感じました。</p>
委員	<p>生産者団体の立場で参画していますので、そういう視点で発言します。素案10ページに生産者団体のことが書かれています。農薬の適正使用や栽培履歴の記帳についてですが、業界でも取り組んでいるところです。機会があれば、業界と連携して取り組めるのではないかと考えています。行政の対応については、人権や権限やテリトリーなどがあるかと思いますが、食の安全安心に取り組む上で必要と思われるときには、現場主義といいますか、直感で施策に取り組んでいただく必要があるのではないかと思います。また、食育との両輪と書かれています。食育事業については、業界でも取り組んでいきたいと考えていますので、御協力ができればと考えています。</p>
委員	<p>市民等の責務に「必要な知識をもち」という記載があります。知識といっても、より具体的などころまで御存知の方は少ないと感じます。調理をされている方でもそうです。例えば、賞味期限以内ならば安心か安全かということと別です。賞味期限というのは、風味や味や色などが保障されない期間であり、安全安心ではありません。それを数値化しようということで、細菌検査を実</p>

委員	<p>施し、衛生規範等で定められている基準の7割程度の期間で設定していることが多いようです。食品での腐敗等の定義はありません。賞味期限に対する勘違いがあるかと思います。こうした期限設定の正しい知識などを、衛生環境研究所との連携を図りながら、正しく、きちんと市民に発信することが重要だと考えます。</p> <p>中身としましては、食の安全、安心という2つの目標があるかと思います。今もお話がありましたが、3ページのところの役割について考えるところがありました。</p>
委員	<p>食の安全を確保する上で、食品を提供していただく事業者の方々による自主的な衛生管理が必要ですが、それを購入した市民の方々の知識だけでない自主的な衛生管理の取組が必要です。事業者と市民、両方の取組があってはじめて安全が確保されると感じます。取組を進める京都市民から、観光旅行者、大学生へと広がるのではないかと思います。</p> <p>もう一方の安心についてですが、安心を構築する上では、リスクコミュニケーションが必要です。事業者から市民への情報提供や、市民の問いかけを受けることがリスクコミュニケーションであります。また、知識の提供については、行政が間に立って進める必要があるかと思います。素案の23ページの取組を深めていただけたらと思います。</p>
委員	<p>京都らしさが散りばめられ、魅力的な内容だと感じました。</p> <p>素案9ページの生産段階での「京の旬野菜事業の推進、GAP導入の促進」に注目しました。魚介類でもなく、食肉でもなく農作物をターゲットとしている点では、京都の地場産業に注目した施策であると考えます。3-1にあります認証施設取得については、食品製造施設や宿泊施設に限られているので、京の食材を対象としてはいかがでしょうか。地方では、京野菜は京都ブランドとして取扱われていますが、市民の方にも京野菜が安全であるということをお伝え、内外での普及を進めてはいかがでしょうかと思います。</p> <p>また、素案23ページの取組について、安心確保にはリスクコミュニケーションが重要です。23ページに市民参加型の見学会の取組がありますが、見学会の対象を生産者にすることで、生産現場を見た市民により、京都の食材の購入が進むのではないかと考えます。素晴らしい食材が生産されている気づきの機会になると考えます。こういった取組と併せて、手洗いなどの衛生管理の方法をお伝えすることが出来ればと思います。また、京都の食材に係る情報を生産現場の写真などと併せて発信することも必要ではないかと考えます。</p>
会長	<p>たくさんの御意見をありがとうございました。ワーキンググループメンバーとして再度、推進計画を見つめる中で、数値目標に掲げた数値について、取り組んだ結果が、どのように市民に影響を与えたのかを評価していく必要があると感じています。また、リスクコミュニケーションについては、皆さんがおっしゃったとおり、大変重要だと考えます。特に、情報発信の上では「ここにいけば情報が収集できる」という場所を示すことが大切です。大学生については、親元を離れ、初めて自分で食事を選ぶ方が多いです。食の情報を欲している大学生が多い中、是非、情報提供場所の整備を進めて欲しいと思います。調理学校、料理学校の方の中にも、食の情報を欲しておられ</p>

委員	るので、情報整備が必要だと思います。 全体を通して他にご意見はございますか？
事務局	委員が前回の審議会で、インターネット販売の普及により、卸売市場を介しない流通が増加しているとの意見を出されていました。卸売市場を通らない食品の安全確保も必要ではないでしょうか？
委員	京都市でも、素案14ページの上段に記載しているとおり、インターネット販売などに対する監視指導が必要であると注目しています。ただし、インターネット販売は、固定店舗がなく、監視指導が困難な状況です。東京都では、試売による食品の抜取検査を実施している事例もあります。京都市では、まずは固定店舗で取扱っているインターネット販売食品の検査から着手していきたいと考えています。
委員	是非、その検査を進めていただきますようお願いいたします。

(3) 「推進計画」のスローガンについて

資料3をもとに、北畠ワーキンググループ座長から説明がありました。

座長	<p>それでは、「京都市食の安全安心推進計画」の目標を表すスローガンについて審議して参りたいと思います。資料3をご覧ください。資料にお示した10の案がございます。簡単に読み上げます。</p> <p>(読み上げ)</p> <p>10の案の中で、何か御意見はございますか？</p> <p>(特に意見無し)</p> <p>食の安全安心については、生産者・事業者と市民と、両面の取組があります。作られる方は、食べる方のことを思って真心を込めて作る、食べる方は作られた方に感謝して食べるということが基本ではないかと思います。生産者・事業者と市民の方の心をつなぐという観点が重要ではないかと思います。その中で、「つなぐ」という単語を含む案3か案4が良いのではないかと思います。</p>
委員	私は案4が良いのではないかと思います。
委員	私は、他人任せではないという観点と、事業者と市民をつなぐという観点から、案3が良いのではないかと思います。
委員	市民の方に覚えていただける内容がよろしいですね。案3か案4は覚えやすいのではないかと思います。
会長	<p>それでは、案3か案4で多数決をしたいと思います。</p> <p>(多数決を実施)</p> <p>案3が多いようなので、案3で決定したいと思います。</p>

議題 2 : 平成 23 年度京都市食品衛生監視指導計画について

事務局から、資料 4 により、平成 23 年度京都市食品衛生監視指導計画（案）について説明しました。

質疑応答内容は以下のとおりです。

会 事 務 局 委 員	会 長	見学会はどれくらい開催されるのでしょうか？ 目標は参加人数 200 名を考えております。 リスクコミュニケーションのところで、開催回数だけでなく、取組の効果を検証できるパラメータが設定できると更に良いかと考えます。
会 事 務 局	会 長	リスクコミュニケーション開催後の質疑応答の際に、効果を計れると良いかと思えます。
会 事 務 局	会 長	輸入食品については、検疫所との連携はどのようにされていますか？ 検疫所で輸入食品の違反が発見された場合には、輸入者を所管する自治体に連絡が入ります。一度違反が発見された食品については、検査命令がなされ、安全確認が実施されています。ただし、検疫所ですべての食品が検査できるものではありません。自治体で流通食品の検査を実施し、安全を確認しています。京都市では、平成 23 年度は特に、原産地が外国の食品についても対象を広げて検査を行っていきたいと考えています。
会	会 長	検疫所では、1 年間に何万件か検査をされる中、何十件しか違反が発見されないと聞いています。自治体での検査が重要であることがわかります。 他に御意見がないでしょうか？ それでは、今回いただいた意見について、監視指導計画に反映させていただきたいと思えます。

議題 3 : 「京都市食の安全安心推進計画（仮称）」及び「平成 23 年度京都市食品衛生監視指導計画」策定に至る今後の予定について

事務局から、資料 5 により、推進計画及び平成 23 年度京都市食品衛生監視指導計画の策定に至る今後の予定について説明しました。